

915-8530
越前市府中一丁目13番7号

越前 太郎 様

発行日 令和8年5月15日

越前市長 平林 透

越前市住民税非課税世帯くらし応援臨時給付金 支給通知書

越前市では、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい令和7年度住民税非課税世帯に対して、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、1世帯あたり2万円を支給します。

貴世帯は、本給付金の支給対象に該当することからお知らせします。

本通知を受け取った世帯は、令和6年度から令和7年度にかけて実施した「越前市令和6年度物価高対策支援給付金」の支給先口座（下欄に記載）に支給しますので、原則として給付金の受給にあたり申請手続きは必要ありません。

支給先口座	〇〇銀行〇〇支店 普通 ****4567 エイチエヌ タウ ※口座番号は下4桁のみ記載しています。
支給金額	<u>2万円</u>
支給予定日	令和8年6月18日（木）

- 上記記載の口座から世帯主名義の別口座に変更または受給を辞退する場合は、市役所窓口（社会福祉課、今立総合支所）にてお手続きが必要です。

手続き期限日：令和8年6月3日（水）17時まで

【必要書類】

- ① 世帯主の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、在留カード等のうち1点）の写し
 - ② （口座変更の場合）通帳またはキャッシュカードの写し
- 手続き期限日までに世帯全員が死亡した場合、本給付金は支給されません。
- 裏面の誓約・同意事項を必ずご確認ください。お申し出がない限りは全ての事項に誓約・同意したものとします。



越前市ホームページでは多言語でご覧いただけます。
The homepage is available in multiple languages.
A página inicial está disponível em vários idiomas.
主页有多种语言版本。
Trang chủ có sẵn bằng nhiều ngôn ngữ.

【担当】

越前市役所 社会福祉課
支援給付金担当
電話 0778-43-5354

【誓約・同意事項】

※申し出がない限りは次の全ての事項に誓約・同意したものとします。必ず全ての事項を確認してください。

①	<p>私の世帯は、越前市住民税非課税世帯暮らし応援臨時給付金の支給要件（※）に該当します。</p> <p>※支援給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。</p> <p>ア 基準日（令和8年4月1日）時点で越前市に住民登録がある。</p> <p>イ 世帯内に、令和6年1月～12月の所得について令和7年度住民税が課されている者がいない。</p> <p>ウ 世帯の全員が、令和7年度住民税が課されている親族等から扶養を受けている世帯でない。</p> <p>（注）扶養を受けているか分からないときは、まずはご家族に確認してください。</p> <p>エ 世帯内に、租税条約による課税免除の適用を届け出ている者がいない。</p>
②	<p>私の世帯に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。</p>
③	<p>本給付金の支給要件を満たすかどうかの審査を受けるため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや他の行政機関等に必要な資料の提供を求める・提供することに同意します。また、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。</p>
④	<p>支給決定後、振込不能等により支払が完了せず、かつ、市長が別に定める日までに、本市が対象者に連絡・確認できない場合に、本給付金が支給されないことに同意します。</p>
⑤	<p>本給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽が判明した場合や本給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合は、速やかに本給付金を返還します。</p>